

(2025年度 第11回) さくら山王自治会 班長会議事録

開催日時：2026年2月14日 15:30～16:30

場所：山王集会所

参加 49名 欠席2名(班長数51名)

回覧資料、全戸配布資料なし

乾電池を配布。防災備品のラジオ、懐中電灯の電池交換のため。

【今年度の活動報告と次年度の活動について】※総会議案書案における活動報告／計画と方針の説明

会長／副会長 街づくり委員会立ち上げ、活動の在り方。

行事部 祭りの決定事項、実際どのような形で行事を行っていくか。

防犯部 防犯カメラ、防犯パトロール。実際警察からの防犯カメラの動画確認の依頼もあった。抑止力となり得る。

防災部 防災ガイドの発行、次年度も防災訓練を実施、防災備品の精査をして助成金申請を行う。

環境部 ごみ集積所の整備、全戸一斉清掃時においてボランティアを募り繁茂した雑草の草刈りを実施した。

施設部 ロボット掃除機を導入するとともに、人の手が必要な場所の清掃は外部に委託した。集会所コピー機の利用について用紙を持参してもらった上で利用料は無料とした。

福祉部 ハザーのため多くの時間を費やした。山王みらいプロジェクトからは離れるが、愛光とは福祉活動について今後も話し合う予定。

会計部 決算報告

総務部 ホームページの運用、活用拡大について今後議論する

書記 会議での発言をできるだけ正確に記録する

監事 決算書の監査(会計監査)をお願いします

各部の活動報告は定時総会にて、部長が発表する。

【総会資料について】

(会計報告等について)

今まで各部の活動費に振り分けていたものを自治会の基本運営費(管理費的な意味)として一つにまとめる。予算の収入・支出は今年度の世帯数をベースにしている。

(コメント・議論)

- 会議の際に班長へ提供している飲み物代はどこから支出しているのか? 総務部の活動費です。
- 会計は本日で閉めます。

(自治会規約改正案についての説明)

第6条：表現をわかりやすく整理した。

第11条：班長が来年度から2名減少することに伴い、役員定数を変更した。別表②各部の人員の表も変更した。

第12条：役員候補者は、班長のほか正会員もなれるとすることにより、班長の役員就任負担の軽減及び知識・経験を持つ方に活躍していただく道を開く。

第13条及び第51条：集会所運営委員長の名称の整理。

第 15 条及び第 21 条：先ほど開かれた役員会において、役員会及び班長会の定足数は 4 分の 3 以上を 3 分の 2 以上に緩和することが決議された。

第 36 条：経費にかかる文言の明確化と現状に即した収入項目の整理

第 37 条：集会所建替等積立金を会費として位置付けるとともに、会費の収集時期に係る規定は削除。

第 38 条：これまで特段の規定がなく集めていた防災対策費 500 円について防災関連積立金と位置付ける規定を置く。

(議論)

- 総会資料に現在の会員数や山王地区全体の世帯数などを入れたらいいのでは？
- 防災費や集会所積立費は値上げするのか？
- 集会所建替等積立金を会費として位置付けるもので、会費と集会所積立金の合計、月額 500 円は現行のままで変更はない。防災対策費も金額は変わらない。
- 1 月 31 日の次期班長会において、そもそも班長の資格のない方が立候補して会長などになれるのはおかしい。
- 会長は来年度 3 期目となるが、3 年連続はいいのか？
- 次期班長としてその班が了承しており問題はない
- 規約では班長は原則 2 年なので、これは班の問題ではない。自治会規約から外れている。班内で承認を得る必要があるが、承認を得ていないのではないか。
- (※規約改正案第 12 条において、役員候補者として班長以外の会員がなれるとする提案について) 班長でもないのに会長ができるとするのはいかがか。
- 次期班長会での候補者選任は決定ではない。総会で承認される必要がある。
- 班長の連続 2 年までは、原則であり禁止されてはいない。
- 正会員であれば役員に就任可能とすることは、過去の役員の経験から、自治会運営が成り立たない状況になっていることに基づく。新班長の中で役員の立候補者がいなければくじ引きになる。自治会員でない方が役員になるという話ではない。班長だけではなく意欲のある方に参加してもらわなければ自治会活動を持続できない状況である。
- 規約は、原則 2 年を限度とする、班長は輪番制、ただし事情がある場合は班内の話し合いで選出する、とあるので問題ない。
- 班長は輪番制が原則と規約に書かれている。これは班長選出方法のことで、事情があれば話し合いで決定する。同じ議論は役員会でも行った。次期役員選任の最終的な決定は総会で行われる。執行部候補の選任は総会での承認事項。
- 12 条の改正案の背景には、今後の自治会運営のあり方や更に班の数が減る可能性(班長数の減少)がある。経験のある方や意欲のある方に参加してもらえる道筋をつけたい。班長が主体の自治会活動であり、組織運営についても積極的に関わってもらう必要があることは変わらない。役員会の提案は班長会で決議される必要がある。
- 規定改正案について役員会での合意は取れたので班長会での決議をお願いしている。ただ、第 12 条は他の改正事項と分けて採決すべきとの意見があるので、分けて採決を行う。
採決の結果 49 名中 29 名の賛成、3 分の 2 以上の賛成を満たしていないので否決。12 条を除く規約改正案を採決したところ、49 名中 36 名の賛成で 3 分の 2 を超え可決となった。
- 班長の選任の話は、現行規定の「原則 2 年」の解釈の問題。原則から外れる場合、現班長会で議論し

たうで次期役員に立候補するのは構わないと思うが、資格がないとすれば立候補はおかしいのではないか。

- 次期班長会の決定は認められないということですか？
- 規約の解釈についてです。
- いつも班長会は役員会で決まった事についての報告のみで、こうした問題についていきなり意見を求められても回答できない。ただ、会長を2年もやっていただいたことは素晴らしいと思う。
- 班長を2年を超えてやる場合に、原則に外れているのかどうか総会にかけて決定するのがいいと思う。
- (班長3期目2名のうち会長以外のもう1名の方) 3期目をやるについてみなさんの後押しが欲しいので3年目をやる事について賛成してほしい。
- 二人ともよくやってくださっている。ただ、もしかしたら次期班長の中で執行部の活動ができる方の可能性を奪っているのかも知れない。
- 会長を2期続けてくださったことに感謝している。ただ、会議で意見をすぐに言えないことや知らないところですべて決まっていることがある。第12条改正や会長3期を非難しているのではなく、もっと早く教えてほしかった、議題として挙げて欲しかった。
- 会長3期については1月末の次期班長会において決まった。そのあとの最初の班長会なので今が最短での報告だと思う。
- 班長選出は、基本的には各班内で決めた話。3期目については色々な意見がある。次期班長会では名前だけでは誰が何期目か分からないので説明が必要だったのでは。
- 総会の資料に3期目の人だけ理由などを説明し可否を問うのはどうですか？
- 班長選出の話と班長任期の話を混同してはいけない。任期の話は規約の解釈。班長選任は班で決めたこと。それを総会などで班が行った選出の可否を議論するのは不適切である。班の単位の上に班長会が成り立っている。
- 各班の班長の選出と原則連続は2年が限度と定められていることは同じ扱いではない。班長は班内で決定してよいが、原則2年については、役員会と班長会で決定しなくてはならないのでは？
- 規約の解釈がそもそも人によって捉え方が違う。班内での話し合いの可否を役員会や班長会で議論する必要はない。
- やりたい人にはやって貰えばいいと思う、規約は法律ではないから柔軟に対応すればいいと思う。やりたいと言っているのだからやってもらえばいいと思う。
- 今の班長会が次期班長会において決めた役員候補者の選任について話ができない。
- 班長の選任、任期の件は次年度の議題とし、議論を行う。

次回3月21日(土)総会資料を配布するので、班長会に出席をすること。

印刷物がいつ上がるかは、会計監査後の印刷入れのタイミングでわかる。3月21日を前倒して資料だけ取りに来てもらうということも考えており、その際は連絡網やメールで伝える。

出欠表と委任状を取りまとめ、期日までに総務部へ届けることが、大切な作業となります。

(会計部)

本日、活動報奨金をお渡しします。また最後の小口精算も別室で行います。

総会は4月11日の予定です。

以上